

# Part 1

## 消費者被害賠償訴訟

### ——灯油裁判を手がかりに



消費者庁が先の国会に提出した  
集団的消費者被害回復のための訴訟法案は  
成立には至らず継続審議となりました。  
いまこの機会に、消費者の被害を救済するための訴訟について  
あらためて歴史をたどり、あるべき姿を考えてみませんか。  
「灯油裁判」で原告代理人をつとめた宮本弁護士が  
わかりやすく解説します。  
みなさま、ぜひご参加ください。

講師 ■ 宮本康昭さん  
弁護士、元灯油裁判原告代理人

日時 ■ 2013年 7 月 23 日(火) 14:00~16:00

場所 ■ 主婦会館3F 主婦連合会 会議室  
主婦会館プラザエフ 3F 主婦連合会議室  
(JR 四ツ谷駅 麹町口徒歩1分)

参加無料  
どなたでも  
参加できます  
お申込は不要です

主催 Fの会(事務局担当:主婦連合会 河村)  
お問合せは・・・tel 03-3265-8121  
kawamura@shufuren.net